

事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に関する要綱

制定 平成27年3月30日市長決裁

改正 平成30年11月1日市長決裁

改正 令和3年12月8日地域活動推進課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市長が所轄する特定非営利活動法人（以下「法人」という。）が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条に規定する書類（以下「提出書類」という。）を、熊本市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年熊本市条例第19号）第9条に規定する提出期限（以下「期限」という。）までに提出しない場合の取扱いに関し必要な事項を定め、所轄庁として法に基づく適正かつ円滑な事務の執行を図るとともに、市民に対し適切に必要な情報を提供することを目的とする。

(督促書の送付)

第2条 市長は、期限までに提出書類を提出しない法人に対しては、次の各号に規定する者に督促書を送付するものとする。

- (1) 1年未提出の法人には、当該法人の代表者に事業報告書等の提出に関する督促書（様式第1号）を送付する。
 - (2) 継続して2年未提出の法人には、当該法人の代表者に事業報告書等の提出に関する督促書（様式第1号）を送付するとともに、役員に当該督促書の写しを送付する。
 - (3) 継続して3年未提出の法人には、当該法人の代表者及び役員に事業報告書等の提出に関する督促書（様式第2号）を送付する。
- 2 前項の督促書は、当該法人の代表者の場合は主たる事務所の所在地に、役員の場合は住所地に送付するものとする。なお、前項の督促書が到達しない場合は、次の各号に定めるところにより督促を行うものとする。
- (1) 前項第1号の督促書が到達しない場合は、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において、主たる事務所の所在地を調査し、同項第1号の督促書を送付する。
 - (2) 前項第2号の督促書が当該法人の代表者に到達しない場合は、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において主たる事務所の所在地を調査し、同項第2号の督促書を送付する。
 - (3) 前項第2号の督促書の写しが役員に到達しない場合は、法人に対し役員の就任状況の確認を行い、確認が出来ない場合は、役員の住所地を調査し、役員に同項第2号の督促書の写しを送付する。
 - (4) 前項第3号の督促書が当該法人の代表者に到達しない場合は、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所において主たる事務所の所在地を調査し、同項第3号の督促書を送付する。
 - (5) 前項第3号の督促書が役員に到達しない場合は、役員の住所地を調査し、役員に同項第3号の督促書を送付する。

(過料事件通知予告書の送付)

第3条 市長は、前条第1項の事業報告書等の提出に関する督促書を送付したにもかかわらず、同督促書に指定した期日までに提出書類を提出しない法人があるときは、当該法人の代表者に過料事件通知予告書（様式第3号）を送付するものとする。

(過料事件通知書の送付)

第4条 市長は、前条第1項の過料事件通知予告書を送付したにもかかわらず、同予告書に指定した期日までに提出書類を提出しない法人があるときは、法第80条第5号に該当する過料事件として、当該法人の代表者の住所地を管轄する地方裁判所に対し過料事件通知書（様式第4号）を送付するものとする。

2 前項の過料事件通知書には、当該法人に関する次の各号に掲げる書類の写しを添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 法人の代表者の氏名及び住所等に関する書類

- (4) 第2条第1項に規定する督促書
- (5) その他参考となる書類
(認証の取消し)

第5条 市長は、3年以上にわたって書類を提出しない法人があるときは、法第43条第1項の規定に基づき設立認証の取消を行うものとする。

- 2 設立認証の取消に係る手続きについては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び熊本市聴聞並びに弁明の機会の付与に関する規則（平成7年熊本市規則第1号）に従い行うものとする。
- 3 聴聞を経て、設立の認証の取消を行うことを決定した場合は、当該法人に対し認証取消通知書（様式第5号）の原本を、その役員には同通知書の写しを送付するものとする。
- 4 前項の認証取消通知書の原本は、当該法人の主たる事務所の所在地に、同通知書の写しは、役員の住所地にそれぞれ送付するものとする。

(市民への情報の提供)

第6条 市長は、法第43条第1項の規定による認証の取消を行った場合は、次の各号に掲げる事項について、熊本市市民活動支援センターの掲示板及び熊本市のホームページにおいて市民に対し情報を提供するものとする。

- (1) 当該法人の名称及び主たる事務所所在地
- (2) 代表者の氏名
- (3) 認証の取消しに至った理由

(登記の嘱託)

第7条 設立の認証の取消しを行った場合は、法人の主たる事務所を管轄する法務局に対し、登記嘱託書（様式第6号）を送付して解散の登記の嘱託を行うものとする。

- 2 前項の書類には、第4条第3項の規定により当該法人に通知した文書の写しに奥書証明を加えて添付するものとする。

(法人の解散及び清算手続に係る地方裁判所への通知)

第8条 設立の認証の取消しを行った場合は、当該法人の解散及び清算に係る監督官庁となる地方裁判所に対し、解散等事務発生通知書（様式第7号）を送付するものとする。

附 則（平成27年3月30日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以前に提出書類の期限が到来した法人にも適用する。

附 則（平成30年11月1日決裁）

この要綱は、平成30年11月1日から施行し、この要綱の施行の日以前に提出書類の期限が到来した法人にも適用する。

附 則（令和3年12月8日決裁）

この要綱は、令和3年12月8日から施行し、この要綱の施行の日以前に提出書類の期限が到来した法人にも適用する。